

社会問題としての非行

——社会的意味の観点から——

教育社会学研究室 林 芳樹

Juvenile Delinquency as a Social Problem

Yoshiki HAYASHI

This paper attempts to examine juvenile delinquency from a viewpoint of social meanings. The reason is that in sociological analysis the social meaning of delinquency has sometimes been taken for granted, so that the problematic nature behind that has seldom been made explicit. The conclusions of this paper are followings; first, the social meaning of delinquency basically consists of retributive feelings; second, the existence of delinquency as a social problem has a base on that meaning; third, those feelings are deeply rooted in human nature.

目 次

問題の所在

I 社会的意味の理論的位置付け

A ラベリング論

B 現象学的社会学・エスノメソドロジー

II 非行の社会的意味の内実

—インフォーマルな反作用に着目して—

III 非行の社会的意味の位置付け

IV 非行意識の現状

A 「少年保護」理念

B 非行意識の現状

C 非行の社会的意味の存立基盤

結 語

問題の所在

今日的課題である青少年非行^①の現状、より正確に言うならばその研究に対して、以下の3点についての問題提起がなされてきた。

第1は最近の家庭内暴力・校内暴力等の少年暴力を念頭においた次の指摘である。「現在のように<子供>の問題、<教育>の問題のあれもこれもがまざり合って世間一般で漠然と大きく問題になり、奇妙なブームを現出しているとき、<子供>や<教育>の問題性が人々の間でほとんど自明なものとされているとき、自明のように

思われ、わかりきっていると思われている問題点の所在をあらためて洗い出す」ことが必要とされる。これは「見えない制度」（観念の惰性系）としての子供の問題であり、専門書（研究）にみられる「人間の深層のリアリティにふれた豊かなメッセージの欠如」に対する批判でもある^②。

第2は、社会学的非行理論と一般の人々のリアリティとの乖離の指摘である。「非行を題材にした本が店頭に所狭しと並べられていることに異様な気持を覚える。…それらの書物から教えられたことは測り知れないものであったが、それと同時に、社会学的非行理論が主として打ち立てた基盤との間に、何か一種の断絶があることを否定しきれない寂しさを感じるのである」^③

第3は、これまでの非行研究の前提に対する本質的な問題提起である。すなわち、従来の非行研究が原因論的枠組に強く拘束されており、そもそも非行とは何かという根本的問題が十分考えられていないことの指摘である。「少年たちが行なう逸脱行動と言おうが、20才未満のものがなした法律違反行為と言おうが、それはただ言葉を入れ換えただけであって、何ら非行の本質を説明するものではない」^④

以上の問題提起はそれぞれ、(1)自明視された人間の深層リアリティへの無理解、(2)研究リアリティと日常的リアリティとの乖離、(3)非行の本質的意味への無関心、として要約できる。個別に各問題を検討するためには、研究の認識論的基盤の吟味という知識社会学的作業が要請

されるところであるが⁶⁾、それらに共通する内容をとり出すとしたら次のように要約できる。すなわち、それは日常的に自明視される非行の意味の問題であり、特に研究においてそれが前提とされることの問題である。この問題提起に筆者なりの解釈をすれば次のように再定式化できるだろう。非行の社会学的研究には、『非行という社会的行為への傾向性（predisposition）ないし潜在的 possibility（potentiality）が個人の内に形成される社会過程の分析』と『特定の少年の行為や少年自身が、非行・非行少年という意味を担うようになる社会過程の分析』という2つの課題が要請される。前者はいわゆる原因論と呼ばれるもので、具体的には、家庭・学校・地域・社会での規範の弱体化にその主たる原因を求める「統制弛緩論」、学校・社会構造内での地位欲求不満に着目する「欲求不満論」、非行文化の学習過程に着目する「文化学習論」が主たるものである。後者は非行のラベリング過程にかかわる。この非行のラベリングの側面は、原因論からは論理的に導き出すことができない。つまり、原因論では非行という社会的行為の蓋然性は説明するけれども、何故それが非行という社会的意味を帯びたものとして出現するのかという問には答えることできない。

前述した問題提起は、非行のラベリングの側面にかかわる。つまり、人々の道徳的評価・意味付与の産物としての非行の存在といった問題が自明視されていることへの批判である。そして、このラベリングの側面は、中心的には人々の非行への日常的な意味作用にかかわるものである。

以上のように、前述した問題提起を再定式化したうえで、本稿では非行という社会現象に社会的意味の観点⁶⁾からどのような接近が可能であるのかについての一試論を提示するものである。その利点は第1に、前述した問題提起に間接的にではあるが答えることができ、第2に、社会問題としての非行の存立をその基底において支えるものを明らかにすることが可能であり、第3に、現実における非行への対応という実践的要請に対して、何らかの指針を与えることができるという点に集約できる。

次に本稿での非行の社会的意味の分析水準を明確にしておく必要がある。まず一般的に規定するならば、それは規範の違反という研究上の定義にかかわるものではなく、人々の日常的意味付与・道徳的評価にかかわるものである。次に、それは特定の状況において、ある行為・行為者が非行・非行少年とカテゴライズされる相互作用レベルでの問題ではなく、相互作用レベルでの意味付与を可能なものとする個別の状況から相対的に独立した非

行の意味である。最後に、日常的意味とは言うものの、常に人々に明確に意識されているとは限らない深層での意味である。

次に、この社会的意味の理論的重要性を指摘するために、既存の研究をサーベイすることが必要であろう。その場合、特に非行研究に限定せず、その理論的基盤を提供する逸脱の社会学的研究の流れが重要となる。というのは、本稿で対象とする社会的意味は理論的には、逸脱の社会学的研究から導き出されたものであり、そこに位置づけることによって明確に理解することができ、その理論的重要性も明らかなものになると思われるからである。

I 社会的意味の理論的位置付け

社会学における逸脱研究にはいくつかの潮流があるが、逸脱の意味それ自体を対象とするものは少ない。その中でこの問題を中心的テーマとして取り上げているのは、(1)ラベリング論、(2)現象学的社会学とエスノメソドロジーの2つの逸脱研究の流れである。この両者は、逸脱を行為それ自体に内在する性格ではなく、それに対する他者の社会的反応の産物として把えるという基本的立場は共有する。しかしながら、その具体的分析に関しては視点のズレが見られる。この点を逸脱の意味の扱いを中心として検討しよう。

A ラベリング論

この理論では、基本的に現代社会における諸集団間の価値・規範の葛藤・多元的性格・恣意性を前提として、逸脱への社会的反応（response）に着目する。分析的に社会的反応は(1)社会対応（societal reaction）と(2)社会的統制（social control）に区別される⁷⁾。前者は「人々もしくは集団の差別的定義の意味伝達と不承認的態度の公的表出」⁸⁾をその要素としており、抽象的・一般的次元での社会の反応である。後者は「孤立化・隔離化・排斥、組織的処遇」⁹⁾といった具体的形態をとる他者の反応であり、相互作用次元にかかわるものである。後者の社会的統制の中で特に注目されてきたのは、「予言の自己成就」のロジックを用いた「一次的逸脱」から「二次的逸脱」への逸脱経験の分析である。これは象徴的相互作用論の立場から行為者の社会心理的側面に着目し、他者との相互作用過程において、逸脱というシンボリックなラベルを媒介として、行為者が逸脱アイデンティティを獲得・固定化していくメカニズムの分析である。これは実践的には、公的処遇の影響として特に注目されてき

たものである。この側面はミクロレベルでの他者の意味付与と逸脱者のアイデンティティの変容とを明らかにするものであり、逸脱者と他者の相互作用分析に有効な視点を提供している。ただ、この側面のみを強調することには、逸脱への理論的アプローチのなかから全体社会の構造的視点が欠落する危険性がひそんでいる。すなわち、阿部田が指摘するように¹⁰⁾、行為者とそれに反応する他者及びそれらを取り巻く状況の特殊性にもっぱら関心を払うことによって、逸脱発生の基底的要因をそれらの特殊性をもたらす個人的要因や状況的要因に解消してしまうことになるからである。つまり、特定の状況での逸脱の発生は単にその状況での特殊性に解消されるものではなく、それを基底において可能なものとする社会対応との相互連関で把えなければならない。

このラベリング論のなかで、本稿での社会的意味と関連するのは主に、社会対応にかかわるもの、特にその基底部をなす逸脱の意味の問題である。ラベリング論のこの側面はこれまで比較的無視されてきた。たとえば、H.S. Becker は特定集団のインフォーマルな規範が、社会のフォーマルな法規範に制度化される過程の分析をおこない、H. Blumer, J.I. Kitsuse らは、集合的行為(collective behavior) の所産として社会問題の自然史 (natural history) の分析をおこなっているが¹¹⁾、そこで着目されるのは、諸集団間の価値・権力関係を背景とした葛藤・交渉過程であり、逸脱のシンボリックな意味の側面は留保されている。つまり、社会対応の実体的側面が強調され過ぎており、各社会集団の価値の相違、権力関係にかかわらず、逸脱に対する人々の意識には何らかの共通の意味内容が含まれているという視点が欠落している。その結果、逸脱現象は権力関係を背景とした諸集団間の葛藤にすべて解消されることになり、逸脱の存在自体が否定されてしまう¹²⁾。ラベリング論に対する批判の多くはこの点に向けられている。ラベリング論は社会的反応の存在は指摘するけれども、その内実は説明しない、あるいは逸脱の葛藤理論と区別できない等の批判がそれである。逸脱のシンボリックな意味の側面に関するかぎり、こうした批判は妥当性をもつものといえよう。

以上検討したことを整理すれば、本稿での社会的意味は、社会的統制という相互作用レベルでの逸脱への意味付与を可能なものとする基底的な社会対応の中心的要素として理論的に位置づけることができる。ただラベリング論ではこの側面の具体的分析があまりなされていないという問題がある。

ラベリング論が逸脱の社会的反応の実体的側面に注目するのに対し、逸脱の意味それ自体を人々の認知的解釈過程に着目して問題とするのが現象学的社会学、エスノメソドロジーの逸脱研究である。ラベリング論での社会的統制における逸脱の意味への着目は、あくまで二次的逸脱をもたらす限りで問題となるものである。したがって人々の認知的解釈過程における逸脱の意味構成といった視点はラベリング論には存在しない。この視点は、J.D. Douglas, A.V. Cicourel らの公的処遇機関の研究にみられる¹³⁾。これらの研究は、たびたび指摘されるように、官庁統計に含まれる暗数、恣意性などの批判を中心的内容とするものではない。そうではなく、それは公的処遇組織内の日常的な活動において、逸脱(自殺 Douglas, 非行 Cicourel) の公的な意味が、道徳的意味の構成なり解釈図式を通じて、いかに客観的事実として固定化されるのかという側面の分析にかかわるものとして理解すべきである。こうした逸脱の意味の把え方と本稿での社会的意味との差異は、第1に、前者は公的処遇機関といふいわば専門家集団のものであり、後者は一般の人々の日常的意味であるということ。第2に、前者が個別・具体的状況における意味の構成というミクロレベルでの逸脱の意味に着目するのに対して、後者はミクロレベルでの意味ではなく、状況から相対的に独立した深層での意味であるという2点で異なる。つまり、本稿で問題にすることは、具体的状況での意味構成という相互作用場面での現実をひとまず括弧に入れたうえでの、状況を超えた意味であり、しかも日常的には人々に明確に意識されるとは限らない深層での意味である¹⁴⁾。ただし、それは Cicourel らが指摘する状況での逸脱の意味と完全に切り離されたものではなく、逸脱の意味構成において基底的なものとして作用するものである。その意味で両者の相互連関を否定するものではなく、そこに着目するものである。

以上検討したように、本稿での社会的意味はラベリング論・現象学的社会学・エスノメソドロジーの逸脱理論のなかに位置づけることができる。

非行研究についていえば、逸脱の社会学的理論から抽出されたこうした社会的意味の問題は、これまで非行の可視性・社会的許容度・非行観・ステレオタイプなどとの関連で実証的に研究してきた¹⁵⁾。本稿でのねらいは、これらの研究をふまながら、より基底的な意味、ある意味で実証不可能ともいえる領域での問題を明らかにすることにある。

Ⅱ 非行の社会的意味の内実

—インフォーマルな反作用に着目して—

では理論的位置づけられた非行の社会的意味は、具体的にはどのような内実を持つのだろうか。ここでは、非行に対する人々のインフォーマルな反作用を手がかりにして検討してみよう。インフォーマルな非行への反作用に着目するのは、そこでは、法的な理念に代表されるものとは異なる人々の日常的な非行への意味が明確なものとなるという理由からである。間接的なものであるが、この非行への反作用の実例を2つ提示しておこう。ひとつは、菊地和典と大村英昭が指摘する『暴力非行に対する新聞報道をはじめとする一般社会の過剰ともいえる反応』であり¹⁶⁾、もうひとつは、川崎卓司が指摘する『非行少年の処遇施設の建設に対する地域住民の反対運動に代表される反応』である¹⁷⁾。

前者の反応について、菊地、大村は類似した指摘を行なっている。まず、菊地・大村は非行統計に基づいて反論を加える。「少年非行の粗暴化や凶悪化は、単に前年比という極めて短期間の比較で、数字的かつ魔術的な現象といふるにすぎない。全体的には特筆すべき現象となり得ていない」(菊地)。「昭和44年以降の10年間をふり返る。すると実態に近いと看做される(凶悪・粗暴な)罪種においては激減し、むしろ取締り側の事情によって左右されやすいと思われる(軽微な)罪種において激増しているという、実に明瞭な特徴が浮び上がってくる」(大村)。この非行統計の解説は、マスコミに限らず、研究の面でも常に問題となるところである¹⁸⁾。しかしながら、ここで重要なのは、両者が統計的事実を踏まえた上で、「過剰とも言える社会の反応」から読み取ったところの意味内容である。菊地の指摘では、こうした反応は『社会の側の無防備状態に対する危機感』という極めて情緒的な感情の表出として理解することができる。そして具体的には、(1)社会秩序に対する公然の挑戦、その意味の不可解さからくる不気味さ。(2)被害者の意外性からくる恐怖感、たとえば教師、親など。(3)行動の予測不可能性からくる不安感。(4)常識的には考え難い女子の暴力非行への進出、(5)非社会的暴力(家庭内暴力など)の顕在化=私的領域での公然化。以上の5点をあげる。大村も同様に社会の側の問題を指摘する。すなわち、社会全体の共同意識(世論)が、より鋭敏により要求がましく、より神経質になることによって、現実には軽微な非行が主流であるにもかかわらず、粗暴化・凶悪化のイメージを媒介として、全体としての少年非行の悪化を印象づけ

るというのである。

川崎が指摘する実例は、一般社会の反応というマクロなものではなく、より限定された具体的な反作用の事例である。この事例においても重要なのは、反対運動という行動それ自体ではなく、そこに表出された地域住民の意識である。川崎はこの意識を、不安感・差別感・不信感・憎悪感などに裏打ちされた排除・非難の感情として要約する。さらにこの意識は「理屈では、教育や更生ということは理解できても、心情的に犯罪者を受け入れようとしないホンネのところにある価値観の噴出」¹⁹⁾として位置づけられるという。ただ、この意識は、ホンネ/タテマエの次元に属するものではなく、より正確には深層/表層の次元に属するものとして理解すべきである。というのは、この意識は日常的に明確に意識されているものというよりは、非日常的出来事によって顕在化する潜在的なものと位置づけることができるからである。この意識が、一般に進歩的と見做されている新中間層に強くみられるという事実は、啓蒙活動では動かし難い深層での意識の問題があることを示唆している。

以上あげた2つの非行への反作用は、同列に扱い得ない内容を含んでいるものの、その基底部には共通するものがあることが示唆されている。すなわち、非難感情・不安感情・排除感情を中核とする人々の非行意識である。本稿における非行の社会的意味の内実を指すものは、こうした意識に他ならない。

こうした意識の一般的特徴としては次の点が考えられる。第1にそれは、個々具体的な状況での行為・行為者にかかるものではなく、匿名的・類型的な非行・非行少年にかかるっている。前述した2つの事例からわかることは、特定の少年の特定の行為に向けられた意識ではなく、ある意味で「非行」「非行少年」というラベルに付随した意味に向けられたものと考えられることである。したがって、それは個別の状況を超えた性格をもつ。第2に、それは日常的場面で人々に常に意識されているというよりもむしろ、非日常的出来事によって顕在化する潜在的なものであり、意識調査では把え難い深層部に位置する。第3は、あくまで理論的に抽出されるものであるが、ラベリング論の社会対応は具体的相互作用場面での逸脱の意味の根拠を与えるということから、こうした意識は相互作用レベルで特定の少年が非行少年として意味付与される際の基底的な意味の根拠を提供すると考えられる。

これら3点の特徴を考え合わせるならば、人々のこうした意識を非行の社会的意味と呼ぶことが理解できよう。すなわち、状況から相対的に独立した深層に位置す

るという点で社会的なものであり、個別状況での非行の意味付与に際して基底的な意味の根拠を提供するという点で、それは人々の意識というよりも意味と言い換えることができる。理論的に言えば、現象学的社会学・エスノメソドロジーが仮定したように、逸脱の意味は個別の状況ごとに独自に構成されるものとして把えるのではなく、共通の逸脱の意味の基盤として非行の社会的意味を理解するということになろう。

したがって、この非行の社会的意味は単に人々の偏見・意識の遅滞を示すものとしてではなく、本質的に非行に内在するものとして把握されなければならない。言い換えれば、それは社会現象としての非行の在立基盤をなす。次に検討すべきことは、どのような意味で非行の在立基盤をなすのかという問題である。

III 非行の社会的意味の位置付け

インフォーマルな非行への反作用を手がかりとして、非行の社会的意味の内実を検討してきたわけであるが、それ自体はどのように位置づけることができるのだろうか。この問題を考えるにあたっては、一見唐突とも思われるが、E. Durkheim の犯罪と社会的制裁についての議論が手がかりとなる²⁰⁾。Durkheim の議論は非行そのものでなく犯罪一般を対象としている点に問題がある。確かに法律の上では、非行は犯罪と異なり、教育・福祉の対象であり、処罰の対象でないことは事実である。しかしここで問題とする非行の社会的意味は、インフォーマルな反作用に限定されたものである。そこでは法律に明記されるように明確な形で犯罪と非行とが区別されているとは思われない。差があるとすれば、それは質的なものではなく、程度の問題であろう。それ以上に重要なのは、Durkheim が犯罪の本質的要素を確定する場合に用いた手続である。したがって、本稿で検討するに値するものである。

Durkheim が「社会分業論」で犯罪と社会的制裁に着目したのは、道徳的事実としての社会的連帯の内的特性は観察可能な外在的表示の媒介によってしか認識できないとする彼の方法論による。そして、社会的連帯の外在的表示として犯罪と社会的制裁が選択されたのである。本稿での問題と関係するのは、社会的制裁のうちの「抑止的」制裁であり、これは例えば、自由の剥奪・刑罰の適用・名誉の夫墜など、違反した者に課す各種の罰則からなる。社会的連帯把握のための Durkheim の手続には、道徳と法との一致・内的特性と外在的表示との一致などを前提とすることについて多くの批判があるけれど

も²¹⁾、ここで着目するのは、彼が犯罪の本質的諸特性として抽出した内容とその場合の認識手続である。

Durkheim は基本的に、犯罪の本質的特性は行為に内在するものではなく、社会員たちの平均に共通な諸信念と諸感情の総体としての集合意識を侵害するところにあるとの認識から、その特性を表示するものとして抑止的制裁を位置づける。つまり、抑止的制裁は犯罪の本質的特性（集合意識）を外在的に表示するものとして考えられる。

このように位置づけられた抑止的制裁の諸特徴は、次の5点に要約できる²²⁾。(1)抑止的制裁の本質は情緒的な反作用にある。したがって、制裁によって人を犯罪に向わせる意志をとどめようとする社会防衛的根拠は二次的なものにすぎない。それは単に制裁を意識的にその目的沿って行なうかどうかという意図性の差にすぎない。それに故、この情緒的性格は本質的なものであって、時代が異なったとしてもその本質は異なるものではない。抑止的制裁は社会が犯罪者に強要する過去の贖罪であり、報復的行為である。(2)したがって、抑止的制裁には報復的感情・社会的非難感情が本質的に含意されている。(3)情緒的反作用としての抑止的制裁は、本来それ自体においては、きわめて非合理的なものであり、それが自動的にもたらす効用を意識しない。(4)こうした情緒的反作用を惹き起こすものは、その契機が具体的行為にあるとしても、その行為が象徴する反社会的な表象にある。つまり「社会は犯罪そのものではなく、犯罪によって惹き起こされた反社会的な表象・情緒・力に対して、表象・情緒・力をもって戦う、すべては精神的領域においておこなわれる」²³⁾ということである。(5)したがって、それは犯罪によってそこなわれた秩序の回復だけでは満足するものではなく、それ以上のものを求める。すなわち「純粹に人間的利害次元で満足するような賠償ではなく、それを上まわる制裁を要求する」²⁴⁾ということである²⁵⁾。

この Durkheim の議論で重要なものは、犯罪の本質的特性をそれに対する反作用に求めること以外に、抑止的制裁の諸特徴を明確には意識されていないシンボリックな意味において把握していることにある。この認識方法は Durkheim の象徴論的認識²⁶⁾として理解されるものであるが、この認識からすれば、抑止的制裁は「社会防衛を目的として意識的に選択された手段とみなし、本具的な目的—手段図式に立って構成されている」²⁷⁾ものではなく、「それが自動的にもたらす効用を意識しない」²⁸⁾ものと理解される。そしてこの帰結は抑止的制裁のシンボリックな意味、すなわち応報的な情緒的反作用から導き出される。

以上の内容を念頭におき、非行にひきつけて検討してみよう。非行の場合に、Durkheim の抑止的制裁に対応するものは、ひとつが非行少年の公的処遇であり、もうひとつがインフォーマルな非行への反作用である。ここでは、非行の社会的意味を後者に限定しているのでそれのみを考察の対象とする。

まず、非行への反作用に見い出されるのが「社会の側の無防備状態に対する危機感」という極めて情緒的な感情」「非難感情」という情緒的な性格である故に、そこでは非行を犯した具体的な少年が問題となるのではなく、暴力非行なり、処遇機関に媒介された匿名的・類型的非行・非行少年が問題となる。そしてこの匿名的・類型的非行・非行少年には非難感情・排除感情・不安感情、すなわち非行の社会的意味が含意されている。したがって、インフォーマルな反作用で問題となるのは、具体的行為以上に表象としての非行であり、そこに象徴されている非行の社会的意味なのである。この非行の社会的意味が本来的に情緒的・応報的性格を持つが故に、インフォーマルな反作用は全体として情緒的なものとして出現する。したがって、この反作用は、別にそれがもたらす効用を意識してなされるものではなく、合理的に満たされるものでもない。この点に関しては、たとえば「いちばん強いのが被害感情であり、たとえその物理的被害に対して弁償措置が満たされたとしても精神的被害は償われないとする強い感情」²⁹⁾という言葉に示されている。

以上を整理すれば、インフォーマルな非行への反作用は、そのシンボリックな意味（非行の社会的意味）に着目するならば、Durkheim の指摘する情緒的性格を帯び、本質的に応報的な性格をもつということになる。Durkheim は、抑止的制裁の諸特徴から犯罪の本質的要素を抽出したのであるが、それに従えば、情緒的性格であるインフォーマルな非行への反作用に含まれる非難・不安・排除感情、すなわち非行の社会的意味は、単に人々の偏見・意識の遅れではなく、非行の本質的属性であると結論づけることができよう。極論すれば、非行の社会的意味が存在しないとするならば、非行はその社会的立基盤をもたないといえる。この非行の社会的意味の源泉は、Durkheim に従うならば集合意識そのものに求める事になるが、より根本的には作田が H. Bergson をふまえて指摘するように³⁰⁾、人間が自然的存在から切り離された社会的存在としてあることからくる根源的な「生の不安」にまでたどることができよう。したがって、ここで非行の社会的意味は、啓蒙活動による人々の意識変容のみでは解決できない深層部に位置する根深いもの

であることを銘記しなければならない。

以上検討してきた非行の社会的意味は、あくまでも基礎的・深層での問題にかかる。したがって、非行という現実的問題に何らかの指針を提示するためには、より現実に即した検討が必要になる。これは、人々の非行意識の現状として把握するのが有効である。というのは、社会問題としての非行はひとつには、行為そのものが問題となるという側面があるが、他方それに対してどのような社会的対応が望まれるかという点で、社会的コンセンサスが形成されてないことからくる問題といった側面もある³¹⁾。この後者の側面は基本的に人々がどのように非行を認知・理解しているのかという問題から派生すると考えられる。したがって、非行意識の現状を検討することが要請される。ここで注意すべきことは、非行意識を抱える場合に、意識レベルに表われたいわば表層的なもののみならず、前述した非行の社会的意味という深層に位置するものと関連させて理解しなければならないという点である。

IV 非行意識の現状

深層一表層での相互関連に着目して、現時点での社会の非行意識を抱えるとしたら、フォーマルな非行理念、つまり「少年保護」理念に代表されるそれと、前述した非行の社会的意味との相互浸透の程度を検討することになる。

A 「少年保護」理念

日本における非行少年処遇の歴史をみると、それが常に理念と現実との乖離の中に存在してきたことがわかる³²⁾。大きな流れとしては、刑罰・応報・懲戒としての性格を徐々に払拭し、教育・福祉としての性格を強めてきたとみることができる。この理念と現実との乖離からは2重の問題をひき出すことができる。ひとつは、処遇機関において現実に機能しているのは理念ではないというものと、理念と一般の人々の意識が異なるという側面である。今日の「少年保護」理念にもこうした2重の問題があることが指摘されているけれども、ここでは後者のみを問題とする。

この保護理念は、刑事裁判の個別化・社会化といった近代刑事思想の流れと、非行を犯さざるを得ないほどに保護を必要としている少年に対して、国が親にかわって子供を保護しようとする国親思想とにその源流をもっている。そしてそこでは、保護処分は教育と福祉と刑罰の接点に位置するものであり、刑罰そのものではないとさ

れる。非行への傾向性の除去という治療を本質とする保護にあっては、早期発見・早期治療の原理にたって、非行の本格的症状の現われる以前に診断し、治療することが考慮される。さらに今日では、非行克服に関して家庭・学校・地域の教育力に最大限に期待し、保護処分ましてや刑罰は最少限にとどめようとする。つまり、保護主義を一步進めて処遇施設外の社会内での教育・福祉優先主義にまで到達しているのである。理念が現実に先行するはある意味で必然的であろうが、この保護理念をみる限り非行・非行少年への応報的意味は存在しない。にもかかわらず、現状では一般社会内ではもちろんのこと、専門的処遇機関内部でさえもその理念が定着していないことが指摘されているのである³³⁾。こうした少年保護理念の一般社会への浸透を検討する際に、ひとつの手がかりとなるのが大村が指摘するものである³⁴⁾。彼の論点は、少年保護理念のエーストスが社会に浸透することによって、少年を攻撃する早期発見・早期治療のための一望監視システムが確立し、少年の自由な生活領域が管理されることの批判にある。大村の論旨をとり出せば次のように整理できる。(1)非行の本質は行為ではなく、法律には明文化されない何か規範的なものから逸脱しているが故に裁かれるもの、すなわち態度・性癖などの非行性にある。(2)「保護主義」理念の中核は、教育的配慮にもとづいて、個々の行為というより、むしろ少年たちの全般的生活態度や性格を、それも将来起こりうる繰返しや模倣の可能性、およびその矯正(→治療)の可能性との関連で問いかけるところにある。これが「医療的エースト」である。(3)この医療的エーストが家庭・学校・世論など社会に浸透するにつれて少年たちの私的生活領域への監視が強化される。(4)その結果として、些細ないたずらも見のがされることなく非行の予兆として処遇される。またそのような状況では、遊びの真髓は非行の中でしか味わうことできなくなる。(5)その意味で非行はまさしく

教育的配慮(医療的エースト)の産物である。

この大村の現状批判は今後の非行への対応に関して考慮に値する内容をもっている。しかし、少年保護理念と一般社会との関連の考え方については疑問がある。つまり保護理念がそのまま医療エーストとして社会に浸透したことの結果として、少年への監視が強化されるという点である。というのは、保護理念には本来監視的性格は存在せず、非行を犯した少年をいかに社会復帰させるかが主要な目的だからである。その意味で保護理念自体には取締り・統制などの監視的性格は含まれない。大村の議論を徹底すれば、保護主義理念そのものまで批判されねばならない³⁵⁾。この保護主義理念の社会への浸透は、そのままのかたちでなさられるのではなく、浸透の過程で変容し、その結果として監視的性格を帯びると考えるべきだろう。そしてその変容の契機となるのが、深層部に位置する非行の社会的意味ではないだろうか。そこでこの点をふまえて、非行意識の現状を検討することが次の課題となる。

B 非行意識の現状

すでにみてきたように、少年保護の理念と社会的非難・排除・不安感情を内実とする非行の社会的意味との落差が著しいとしても、非行少年を刑罰・処罰ではなく教育・福祉・治療の対象とする非行観は、ある程度社会に浸透している。表1は、非行少年の処遇について、処罰、福祉・教育、治療のうちどれを重視するかを質問した結果である³⁶⁾。表1によれば、犯罪者と比較して非行少年に対する処罰の意識は9.2%とかなり低いことがわかる。大部分のものは福祉・教育、治療を重視している。しかし、治療の観点をとるものでも約半数は、それが治り難い心の病気であると考えており、その治療可能性に対しては否定的見方をとるものが多い。これと関連して筆者が行なった調査によると³⁷⁾、『理由はもかく、結局個人

表1 処遇観

	(1) 犯罪者 (%)		(2) 非行少年 (%)	
	一般人	教師	一般人	教師
1. 処罰に重点をおく	45.4	19.5	9.2	4.6
2. 福祉や教育に重点をおく	26.2	43.8	40.4	40.2
3. 心の病気とみなして治療に重点をおく	26.2	33.3	46.8	54.1
4. わからない	2.1	3.4	3.5	1.1
計	100.0 (N=151)	100.0 (N=88)	100.0 (N=151)	100.0 (N=88)

注) 西村春男他「犯罪統制意識の実態」1976から転載。

に責任があるのだから罰を与えるべきである』という意見に56%のものが賛成するという結果になっている。これらの結果からすれば、保護主義の理念の社会への浸透がある程度みられるものの、少年個人に対する責任や罰を与えるのは当然であるという意識も依然として存在している。

こうした意識調査の結果と、深層での非行の社会的意味、さらには少年保護理念の社会への浸透過程における変容の3つを相互に関連づけながら、人々の非行意識の構造を考えるとすれば、次のように考えることができるだろう。それはまず大きく、質問紙調査などで把握される比較的表層的な部分と、暴力非行など非日常的な出来事により顕在化する深層部分に区別される。この両者は、まったく独立しているものではなく、基底部—上層部というように重層的なものととらえることができ、表層的部分は深層部によって基本的に規定されていると考えられる。次に表層的部分は、その内容によって区別される。すなわち、教育・福祉・治療を重視する意識と、責任を問い合わせ、処罰を与えようとする意識の2つである。ただしこの2つの意識は、深層部において規定されるのでその区別は流動的なものである。たとえば、意識調査で治療・教育ということに理解を示すものでも、現実の場面では処罰を与えようとする意識が強いことはあり得る。その場合には深層部が顕在化しているのである。さらに深層部においても非難・排除・不安感情を内実とするもの(=非行の社会的意味)と治療・教育を重視する感情とが理念的には区別される。しかし、基本的に非難感情を伴わない非行が論理矛盾である限り、後者の比重

は相対的に低いものと考えられる。これらの関係を図示すれば、非行意識の構造として次のように表わすことができよう。

ここで現実問題にひきついでいえば、たとえ表層部で保護理念が浸透したとしても、それが深層部において非行の社会的意味に裏打ちされたものであるとするならば、インフォーマルな社会的反作用は情緒的あるいは監視的性格を帯びるのであろう。非行意識の現状をこうした構造において把えることによって、非行への対応を含めたインフォーマルな社会的反作用はより明確に理解することができるだろう。そのことは結局、社会問題としての非行の解明にもつながるものといえよう。

次に問題としなければならないのは、非行意識の深層に位置する非行の社会的意味が、どのようなメカニズムに支えられて今日に至るまで根強く存続しているのかということである。作田が指摘するように、その究極の根拠が「人間の生の不安」に根ざしているとしても、そこからは変容の可能性を見い出すことができないからである。

C 非行の社会的意味の存立基盤

非行の社会的意味の存続という問題をより現実に即して考えるためには、人々の非行、非行少年理解の様式、一般的にいえば他者理解の様式という視点から接近するのが有効である。というのは、非行の社会的意味の存続を支えているのは、どのように人々が非行少年を理解しているのかということと、その理解を可能にする社会関係に他ならないからである。この点を明確にするために、非行少年と他者との社会関係のうち両極に位置するものを抽出してみよう。一方は、非行を犯した具体的な少年と他者との直接的相互作用を行なうものであり、他方は、具体的少年ではなく抽象的な非行少年と他者との関係である。A, Shutzに従えば³⁸⁾、前者は少年と他者とが時間と空間を共有する直接的社会関係であり、基本的には対面的関係である。後者は時間は共有するが必ずしも空間は共有しない間接的社会関係であり、直接的相互作用を伴わない社会関係である。前者の社会関係においては、非行少年は具体的な個性(名前、容姿・性格・態度など)をもった人間として登場する。そして、非行を犯したという事実は、その中のごく一部に過ぎない。そしてそこでは、少年の表情や身振り、声の調子などのさまざまな情報を得ることができるので、少年が言葉で伝えようとする以上のことを他者は把えることができる。したがって、その少年についての他者の知識は刻々と増大し、他者の少年理解も、具体的な相互作用が展開してい

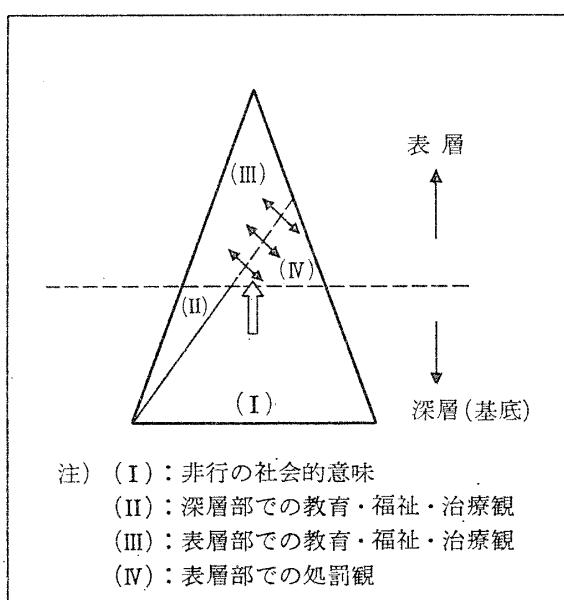


図1 非行意識の構造

くについて変化していく。というのは、ここでの相互作用は一方的な関係でなく、他者は少年に彼の経験をどのように解釈しているかについて問うことができ、それによって他者は少年についての理解を修正し、拡大し、豊かにすることができるからである。こうした直接的社会関係における他者理解は多元的理解として特徴づけられる³⁹⁾。

こうした直接的社会関係に対して、間接的社会関係での他者理解はどのようなものであるのか。Schutzは『他者についての経験の匿名性の程度』⁴⁰⁾に基づいて特徴づけるのであるが、具体的な例として、処遇施設の反対運動にみられる人々の非行少年理解の様式を考えてみよう。この場合にはSchutzがいう「存在は知っているが、具体的な個人として知っているわけではなく、機能によって決定される社会的空間における位置として、知っているにすぎないような同時代者たち」⁴¹⁾が対応する。つまり、具体的な少年を知っているのではなく、施設に入っている、あるいは非行を犯した少年として知っているにすぎない場合である。ここでの少年理解の特質は、第1に、少年についての知識が常に間接的なものであり、少年についての「性質」は推論によって推定されたものである。この間接的知識は、たとえばマスコミなどから得られる場合と、自分の過去の直接的経験からひき出される場合とがあるが、それに基づいて類型的に非行少年が理解される。こうして、他者による少年の理解は、少年の経験についての間接的な知識に基づく他者の解釈を総合することによって構成されるのである。Schutzに従えば、こうした他者理解は、「私の意識の流れにおいて構成される」⁴²⁾ものである。第2に、こうした他者理解は、個々の少年との直接的相互作用によって修正されないが故に、「反復的」(again and again)性格⁴³⁾をもつ。以上のことから、間接的社会関係における他者理解は、固定的・一元的なものと特徴づけられる。したがってここでは、少年は多様な個性をもった少年としてではなく、まさしく非行少年という匿名性を帯びた類型として理解され、それは固定的なものとして存続するのである⁴⁴⁾。そしてそれが意味するものは、基本的に非行の社会的意味を中核として構成されるのであろう。

以上整理するならば、非行の社会的意味の存続の現実的基盤は、少年と一般の人々との社会関係(=間接的社会関係)とそれに基づく他者理解(=一元的理解)の特質にあるといえよう。非行の社会的意味が頭在化するのは、少年が最も匿名性を帯びた状況においてであるということはこれを象徴的に示している。したがって、非行意識の根底的な変容の可能性は、少年を実生活から切り

離す方向にではなく、むしろ人々との直接的社会関係を維持する方向に求められる。この点で、非行少年の社会内遭遇といった実践的方向とも重り合うものもある。つまり、人々の非行理解の様式の変化を通じて非行意識の変容はなされねばならないのである⁴⁵⁾。

結 語

これまで、社会的意味の観点から、社会問題としての非行の基底的と思われるものを明らかにしてきたが、残された課題は大きいといわざるを得ない。すなわち、本稿では意味の問題を全ての非行に共通するものに限定して論じてきた。そのねらいは、個々の具体的な状況を超えた、ある程度普遍的な非行の意味を明らかにすることにあった。しかし、それは相互に関するとしても、現実に具体的な状況において非行にかかる諸集団・組織が付与する意味とは異なるものであろう。例えば、学校における非行の意味は、学校運営という実践的・組織的活動との関連を抜きにしては理解できない。このような具体的な状況での非行の意味の相互の差異は、それにとどまらず、非行への対応をめぐる諸集団・組織間の葛藤までひきおこしている。こうしたより現実的な問題を考えるためにには、それぞれの集団・組織が付与する具体的な状況での非行の意味に着目する必要がある。言い換れば、組織レベルあるいは相互作用レベルでの意味である。以上の問題が解明され、本稿での非行の社会的意味との相互関連が明らかになるならば、非行へのどのような対応が有効であるかという実践的課題にも応えることができよう。そういった意味で、意味の観点からの非行へのアプローチはひとつの戦略的地点であるといえるだろう。

(指導教官 松原治郎教授)

註

- 1) 本稿での非行は、厳密に法的な意味での非行のみを指すものではなく、問題行動をも含む広い意味で用いる。ただし、その中核には法的意味での非行が位置する。
- 2) 中村雄二郎「問題群としての<子供>」『世界』1981.12月号。「制度としての<子供>」、毎日新聞 1981, 4月24・25日(夕刊)
- 3) 細井洋子「非行の社会学的理論—現代型非行解明の一助として—」『犯罪社会学研究』Vol. 4, 1979, p.78
- 4) 大村英昭「非行の解説(5)—常識としての原因論」『少年輔導』1980.7, p.79
- 5) たとえば、宝月誠「暴力の社会学」pp. 2-18 “社会問題の知識社会学的検討” 参照
- 6) 社会的意味という概念自体は、J.D. Douglas; *The Social Meanings of Suicide*, Princeton, 1967. で用いられていくが、本稿での用い方とは異なる。

- 7) 阿部田陽子「ラベリング・アプローチにおける社会的反応の二元的構造—社会対応と社会的統制の分析—」『犯罪社会学研究』Vol. 4, 1979, pp. 170-194.
- 8) Ibid., p.172
- 9) Ibid., p.172
- 10) Ibid., p.188
- 11) H.S. Becker, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York, The Free Press, 1973. 村上直之訳『アウトサイダーズ』新泉社, 1978, pp. 214-236.
H. Blumer, *Social Problems as Collective Behavior; Social Problems*, Vol. 18, 1971. M. Spector and J.I. Kitsuse, *Social Problems: A Re-formulation; Social Problems* Vol. 21, 1973.
- 12) R. Collins はこの立場から逸脱の社会学を葛藤理論の一部として解消することを提唱する。R. Collins, *Conflict Sociology: toward an explanatory science*, New York: Academic Press, 1975, p.17
- 13) A.V. Cicourel, *The Social Organization of Juvenile Justice*; Wiley, 1968. J.D. Douglas, *The Social Meanings of Suicide*, Princeton, 1967
- 14) 山口節郎は、理象学的社会学・エスノメソドロジーに共通する問題として「認知的構成主義の誤謬」をあげ、次のように指摘する。「社会的現実が歴史的現実として、意味を受肉し、沈殿させている」ということが無視されており、個人はユニークな意味を構成する主体である以前に、まず社会的現実のなかに沈殿している共通の意味によって間主観的な存在として構成されていなければならないということが見落されてしまっている。……(中略)……ここでは人間は、外的な社会的条件や無意識的な衝動・感動等によって制約されることのない合理的で、純粹に認知的(Cognitive)な存在としてのみ考えられている」、山口節郎「社会と意味」pp. 104-114, 勤草書房, 1982.
- 15) 岩井弘融・所一彦・星野周弘編『犯罪観の研究—現代社会の犯罪化・非犯罪化—』1979. 大成出版社、などを参照。
- 16) 菊地和典「粗暴化・凶悪化現象の実情—暴力非行の様変わりとその対応を考える！」『少年補導』1981, 10月号。大村英昭「非行戦後最悪と・殺人戦後最良』『少年補導』1981. 10月号。
- 17) 川崎卓司「更生保護と地域社会」『犯罪社会学研究』Vol. 3 1978. pp. 72-86
- 18) A.V. Cicourel and J.I. Kitsuse, *A Note on the Uses of Official Statistics, Social Problems*, Vol. 11, 1963. pp. 131-139.などを参照。
- 19) 川崎卓司, op. cit., p.81
- 20) E. Durkheim, 田原音和訳『社会分業論』現代社会学大系 2, 青木書店, 1971. pp. 52-111
- 21) たとえば、中久郎「デュルケームの社会理論」特に第六章“社会についての認識方法”pp. 257-277を参照
- 22) E. Durkheim, op. cit., pp. 72-111
- 23) 作田啓一「責任の進化」『価値の社会学』1972, 岩波書店, p.142
- 24) E. Durkheim, op. cit., p.98
- 25) Durkheim は「社会学的方法の規準」のなかで、犯罪の社會統合的機能まで示唆する。同様の論点は、逸脱現象の統合的枠組を提示する R.A. Scott らに継承される。そこでは逸脱は象徴体系維持メカニズムとの関連で位置づけられる。しかし、究極的には同じ基盤に立脚する可能性はあるものの、道徳的秩序と認知的秩序とを同列に扱うという点において問題がある。後者は「儀礼による制裁」に関するものであり、社会学以上に文化人類学に親和性をもつ。詳細は、R.A. Scott, *A Proposed Framework for Analyzing Deviance as a Property of Social Order*, in R.A. Scott and J.D. Douglas (ed.), *Theoretical Perspectives on Deviance*, 1972, Bacik Book, pp. 9-35. 山口昌男「文化と両義性」岩波書店 1975. などを参照。
- 26) 詳細は、大野道邦「シンボルと社会—デュルケームの刑罰・宗教論をめぐって—」『社会学評論』Vol. 22, No. 1, 1971. を参照。
- 27) Ibid., p.22
- 28) Ibid., p.22
- 29) 川崎卓司 op. cit., p.81
- 30) 作田啓一 op. cit., pp. 151-174
- 31) 本稿での非行の社会的意味が社会全体の非行少年処遇システムの最大の障害になっていることは、実務家・研究者の間ではある程度常識化している。詳細は村上直之「非行少年処遇問題への一観点」『犯罪社会学研究』Vol. 4, 1979, pp. 121-138を参照。
- 32) 菊田幸一「わが国非行少年処遇の回顧と展望」『刑事政策の現代的課題』団藤重光他編, 1977, pp. 469-488
- 33) たとえば、西村春夫「機関相互の不満・要望の分析」松尾浩也他編『少年法—その現状と課題』, 1972, 大成出版を参照。
- 34) 大村英昭「非行の社会学」, 世界思想社, 1980, pp. 72-119
- 35) 大村も徳岡秀雄の同様な批判に応えて、「わが国の現場ではなお前近代を批判することの方が、戦略的にはより重要であるといふ、いわば落差を十分認識していかなかった」点を認めている。大村英昭「書評に応えて」ソシオロジ Vol. 25, 3号, 1981, pp. 115-117
- 36) 西村春男他「犯罪統制意識の実態」『犯罪統制の近代化』1976, 那須宗一編, ぎょうせい。
- 37) 「三芳町青少年の父母の意識調査」三芳町役場児童課, 1982
- 38) A. Schutz, 森川真規雄・浜日出夫訳「現象学的社会学」, 紀伊國屋書店, 1980, pp. 221-245
- 39) 片桐雅隆「ウェーバーと行為の社会学—A・シュツとの対比において—」『現代社会学』Vol. 4, 1977, No. 1
- 40) A. Schutz, op. cit., pp. 225-226
- 41) Ibid., p.226
- 42) Ibid., p.231
- 43) Ibid., p.231
- 44) この問題は、H.S. Becker のいう「主位的地位特性」, E. Goffman の「スティグマ」の議論に通ずる。ただし、本稿では直接には相互作用場面を問題としていないという点で、これらとは分析レベルを異にする。H.S. Becker, op. cit., pp. 46-51. E. Goffman, *Stigma*, Prentice-Hall, 1963. 石黒毅訳『スティグマの社会学』せりか書房, 1970
- 45) 村上直之も、非行少年の脱ラベリングという実践的観点から、人々の意識変容の条件として次の2点をあげる。(1)処遇機関職員の専門職としての威信の向上, (2)社会内処遇を促進することによって、少年の自己変容とともに、一般の人々の意識変容。村上直之, op. cit. なおこの論稿は、村上の指摘する「人間の非合理な領域に属する感情」の重要性に多大な示唆を受けたものであることを付記しておく。